令和八年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

- 募集対象及び採用人数 普通・ 農業・工業・福祉 各一名程度
- 二 職務内容及び給料
- 具等の整備、 実験・実習を行う教科について、 実習助手(普通)については、 管理などを行う。 教諭の職務を助けるとともに、 普通科を置く高等学校等において、 実験室・実習室・道 主に理科などの
- 2 諭の職務を助けるとともに、 実施する特別支援学校においては、野菜、草花の栽培等の実習について、それぞれ教 草花・果樹等の栽培、畜産、 実習助手(農業)については、 実習室・農場・道具等の整備、 林業、 農業に関する学科を置く高等学校においては、 食品製造等の実習について、 管理などを行う。 作業学習で農業を
- 行う。 の実習について、教諭の職務を助けるとともに、 実習助手(工業)については、工業に関する学科を置く高等学校における工業分野 実習室・道具等の整備、 管理などを
- 4 を行う。 の実習について、 実習助手(福祉)については、福祉に関する学科を置く高等学校における福祉分野 教諭の職務を助けるとともに、 実習の準備、 施設・設備の管理など
- (令和七年四月一日現在)

短大卒 二三〇、八〇〇円

5

給料

短大卒 二三〇、八〇〇円

高校卒 二〇八、九〇〇円

額及び教員特別手当が支給される。 諸手当が支給される。 この額は、 卒業後すぐ採用された場合の基準である。 また、 地域、 通勤、 扶養、 この給料のほかに、 住居、 期末、

三 出願資格

次の1から3を満たす者

- 1 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に規定する欠格条項に該当しない
- 2 昭和三十九年四月二日以降に生まれた者
- 3 高等学校卒業 (卒業見込みを含む) 以上の学歴を有する者

職員課教員採用推進担当 (電話 受けている者で、受審において配慮を必要とする場合は、事前に徳島県教育委員会教 「身体障害者手帳」、 「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」 〇八八 六二 三一五〇)まで連絡すること。 の交付を

四 出願期間

出願は全て郵送 (簡易書留郵便) によるものとし、 の消印のあるものに限る。 令和七年十月三十一日 (金) から令和七年十一月十四日 (金) まで 令和七年十一月十四日 (金) まで

五 出願手続

から6の書類 4 5については該当する書類)を簡易書留郵便で郵送するこ

なお、 封筒には「実習助手出願書類在中」と朱書きすること。

出願先 郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会(教職員課)教員採用推進担当 (県立学校)

- 内に撮影したものであること。 写真は、 縦四センチメートル横三・五センチメートル (脱帽、上半身)で六箇月以 び履歴書 (所定のもので、写真貼付のこと。)
- 2 を貼付のこと。 受審票(所定のもので、表面には受審者の住所・氏名を記入のうえ、八十五円切手 写真は受付後に貼付して審査当日に持参すること。
- 自己アピール文(所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。
- 4 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- 5 書に単位数の記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。 最終学校の成績証明書。 卒業 (修了) 見込者は、現在までの成績証明書 (成績証
- 6 審查結果通知用封筒(角形二号 住所及び氏名を明記し、 六百二十円切手を貼付のこと。 二十四センチメートル×三十三・ニセンチメー

六 審査期日及び会場

筆記審査

令和七年十二月六日 (土)

徳島県立総合教育センター 三階 研修室 (板野郡板野町犬伏字東谷一 七

2 面接審査

七日(日)

徳島県立総合教育センター令和七年十二月六日(土) 研修室 (板野郡板野町犬伏字東谷一 七

審査日程

筆記審査

令和七年十二月六日 (土) 受付 午前九時十分から午前九時三十分まで

- 諸注意 午前九時三十分から午前九時四十分まで
- (\equiv) 筆記審査 (教職教養・専門) 午前九時四十分から午前十時四十分まで
- 筆記審査 (小論文) 午前十一時から正午まで
- 面接審查

令和七年十二月六日 (土)、 七日(日)

面接審査の日時については、 受審票に記載することによって連絡する。

審查内容

- 筆記審査
- (-)なお、専門に関する問題については、 教職教養 (教育法規等に関する基礎的な内容) 及び専門に関する問題 以下のとおりとする。
- ・「普通」 Ιţ 理科の基礎知識に関する内容
- 『農業』 Ιţ 農業の基礎知識に関する内容
- Ιţ 工業の基礎知識に関する内容
- 福祉の基礎知識に関する内容
- (\Box) 小論文 (課題につ て六百字以内)

面接審查

人物、識見等、実習助手としての適格性を審査する。

九 審査結果の通知

載する。 全員に審査結果を文書で通知する。 年一月二十六日(月)午後二時に県庁西側の掲示板に発表するとともに、 審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、 また、 採用候補者は、 徳島県のホー ムペー ジにも掲 同日 令和八 受審者

十 審査結果の開示

不合格者は、審査結果につい 次のとおり、 口頭による開示請求を行うことができ

- る。開示請求は、本人に限る。
- 1 開示の内容

総合得点及び総合順位

2 受付期間及び受付時間

を除き、毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。 審査結果発表の日の翌日から一箇月間。 ただし、 期間中の土曜日、日曜日及び祝日

- 3 受付場所
- 徳島県教育委員会教職員課 (県庁九階)
- 4 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類(運転免許証、 学生証、 旅券等)

- - その他

- 身体等の事情により、 受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談をするこ
- 2 採用候補者は、 後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。
- 3 せるので、留意すること。 自然災害等により、 審査日程の変更等がある場合は、 徳島県のホー ムペー ジで知ら
- 4 この選考審査についての問合せ先

郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一 番地

徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当

(電話 〇八八 六二一 三一五〇)